平成２５年（フ）第１８６号
宮城県塩竈市錦町６番２―705号　錦町マンション梵
破産者　羽立　一榮
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
仙台市太白区土手内１丁目14番４号
破産者　佐藤　茂幸
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷８丁目15番地の18　ハイデル鶴ヶ谷106
破産者　泉田　哲男
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
山形県鶴岡市添川字楯ノ沢125番地１
破産者　太田　賢子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第５０号
福島県伊達市梁川町陽光台６番地16
破産者　東城　文也
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
福島県伊達市梁川町陽光台６番地16
破産者　東城久美子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第９５号
千葉県東金市家之子906番地
破産者　石井　　章
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２２号
横浜市金沢区並木２丁目７番３―506号、開始決定時の住所横浜市中区曙町５丁目69番地４　ダイアパレス横浜阪東橋902
破産者　太田　光子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８３号
横浜市鶴見区鶴見１―４―４　ワコー花月201、住民票上の住所横浜市鶴見区佃野町３番22号
破産者　青柳　信一
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３３号
横浜市中区竹之丸103番地　竹之丸ハイツ101号
破産者　三浦　五郎
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６３号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅７棟209号
破産者　鍬塚　順子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００３号
横浜市緑区長津田みなみ台６丁目13番地18　アクリベルテⅡ―101号
破産者　柴　　光
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７号
新潟県五泉市一本杉2423番地
破産者　板垣　昌之
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４５号
新潟県長岡市下富岡459番地２
破産者　関川　浩治
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
長野県松本市大字和田215番地
破産者　小林　一夫
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１０９２号
埼玉県加須市花崎１丁目41番地９　ハイツこすもすＤ棟101号室、旧住所埼玉県久喜市江面1431番地25
破産者　戸高　昌典
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
さいたま市中央区円阿弥２丁目６番２号　メゾン・ヴィュ―Ⅰ―203号
破産者　手塚　千春
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
福岡県大川市大字酒見499番地28
破産者　竹藤　尚樹
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係